

平成29年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成29年6月6日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
総務部門理事	近藤 善敬	民生部門理事	堀口 善友
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田眞地子	人権同和対策課長	長岡 康
産業建設課長	堀川 雅央	上下水道課長	石橋 史生
教育次長	吉田 一弘	会計管理者 職務代理	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	書記	成瀬 ひかる
--------	-------	----	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 平成 28 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 2 号 平成 28 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）について
- 第 6 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について
- 第 7 議案第 1 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 2 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 3 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 10 議案第 4 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 11 議案第 5 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 12 議案第 6 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 7 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 8 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 議案第 9 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 16 議案第 10 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 17 議案第 11 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 議案第 12 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 19 議案第 13 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 20 議案第 14 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 21 議案第 15 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 22 議案第 16 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 23 議案第 17 号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議案第 18 号 平成 29 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について
- 第 25 議案第 19 号 平成 29 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまから、平成29年第2回安堵町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

初夏の爽やかな風の中、朝夕の涼しさは大変心地よく感じられる今日この頃でございます。しかし、既に真夏日となった日も多く、今年の夏の暑さが思いやられるところでもございます。そのような折、平成29年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

さて、本年は奈良県で「第32回国民文化祭・なら2017」と「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」は、全国で初めて同時開催されます。このたび、開催100日前を記念し、5月28日に「国文祭・障文祭なら2017」100日前イベントが開催され、本番に向けての盛り上がりを実感しているところでございます。本年5月からの本番では、安堵町の歴史・文化・自然、そして郷土が輩出した偉人の功績を称え、安堵町の魅力を県内外に発信してまいりたいと考えております。加えまして来年は、明治150年の日本国として節目の記念すべき年です。大和の小さな村、すなわち我々の安堵村に関わる人々が明治維新の先駆けとして活躍し、倒幕への第一歩を踏み出しました。その後、安堵町が輩出した偉人の方々の知の系譜が日本の近代化に大きく貢献し、近代日本の発展の礎となったことは大変意義深いものがございます。従いまして、国・県が行う記念行事に安堵町は積極的にに関わり、町の知名度アップを行い、地方創生の大きな柱として取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方の御指導、御協力をお願いいたします。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、平成28年度繰越明許費繰越計算書についての報告が2件、平成29年度補正予算の専決処分が2件、そして人事案件が16件、条例の一部改正案件が1件、平成29年度補正予算が2件の合計23件でございます。議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、12月及び3月定例会において承認いただきました一般会計の4事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため平成28年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

報告第2号は、これにつきましても3月定例会において承認をいただきました下水道事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため平成28年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

報告第3号は、前年度歳入を補填する目的で繰上充用金をもって財政処理を行うため、専決処分いたしました平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

次に、報告第4号はこれにつきましても、前年度歳入を補填する目的で繰上充用金をもって財政処理を行うため、専決処分をいたしました。平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

次に、議案第1号から議案第15号は「安堵町農業委員会委員の任命について」でございます。現行の安堵町農業委員会委員が、平成29年7月19日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、新たに委員15名を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第16号は「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございます。委員であった西埜順一氏が、平成29年4月26日付で一身上の都合により辞職願を提出されたため、地方税法第423条第3項に基づき後任の委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第17号は、平成29年4月1日より施行されます子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令に対応するため、安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、低所得者等の経済負担の軽減を図るため、使用料の見直しを行うものでございます。

次に、議案第18号は「平成29年安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」でございます。国の平成28年度第2次補正予算に計上された、地方創生拠点整備交付金の対象事業に決定いたしました、カルチャーセンター活動拠点整備事業及び地域交流拠点整備事業の経費、オブジェ案山子のモニュメント設置工事費のうち、3分の1に相当する費用の負担及び安堵中央公園体育館のシャワー改修費の増額補正でございます。

次に、報告第19号は「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」でございます。奈良県国民健康保険団体連合会への事業報告システムの改修に係る経費の増額補正でございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりますの御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

（西本町長 降壇）

議長（森田 瞳） 町長の挨拶が終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、6番中本幸一議員、7番植田英和議員を議員に指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの11日間をしたいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの11日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「平成28年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課、富井でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、報告第1号「平成28年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」
御説明させていただきます。

12月及び3月定例議会におきまして、平成28年度から平成29年度への繰越明許費
について御承認いただきました4事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の
規定により、繰越計算書を調製し、議会に御報告するものでございます。

それでは、2枚目「平成28年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書」を御覧くださ
い。

繰越事業につきましては、交流の場を提供し、経済対策にも期待できる多目的機能を持
った拠点整備の用地の取得及び整備に係る経費のための地域交流館事業、社会保障税番号制
度による個人番号カード発行委任事務負担金、消費税増税に伴う低所得者への負担の影響を
緩和する目的の臨時福祉給付金事業、中学校のトイレ改修工事のための中学校大規模改造事
業でございます。

それでは、財源内訳について御説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名「地域交流館整備事業」、金額は議会におきまし
て御承認いただきました、翌年度に繰越して使用できる限度額でございますが、7千91万
円。うち、土地購入につきましては執行済みでございますが、敷地の造成等につきまして、
翌年度の作業となるため、翌年度繰越額1千万円を翌年度に繰越、全額一般財源をもって充
てさせていただきます。

次に、同款、項3戸籍住民基本台帳費、事業名「個人番号カード発行委任事務負担金」、金額58万9千円、翌年度繰越額58万9千円を全額、未収入特定財源、国庫支出金をもって充てさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名は「臨時福祉給付金事業」、金額3千9万6千円、翌年度繰越額同額の3千9万6千円全額を未収入特定財源、国庫支出金3千9万6千円をもって充てさせていただきます。

款9教育費、項1教育総務費、事業名「中学校大規模改造事業」、金額3千784万4千円、翌年度繰越額同額の3千784万4千円で、財源内訳といたしまして、未収入特定財源、国庫支出金1千178万2千円、町債2千320万円、残り286万2千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

合計、金額1億3千943万9千円、翌年度繰越額7千852万9千円。

財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金4千246万4千円、町債2千320万円、残り1千286万2千円を、一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

平成28年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成29年6月6日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終結します。

議長(森田 瞳) 日程第4 報告第2号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長(石橋史生) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、石橋上下水道課長。

(石橋上下水道課長 登壇)

上下水道課長(石橋史生) 改めまして、おはようございます。上下水道課、石橋でございます。よろしくお願いたします。

それでは、報告第2号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明させていただきます。

本件につきましては、3月定例会におきまして御承認をいただきました、平成28年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、本議会におきまして報告を行うものでございます。

内容といたしましては、県の流域下水道事業建設負担金の繰越明許費に係る歳出予算の経費の内訳等でございます。

それでは、2ページ、繰越計算書をお願いいたします。

平成28年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

款1下水道事業費、項2下水道建設費、事業名「大和川上流流域下水道建設負担金」、金額170万円、翌年度繰越額170万円。

この財源内訳といたしまして、町債が170万円でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

平成28年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成28年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成29年6月6日報告

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 以上、御報告させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

（石橋上下水道課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長(辻井弘至) おはようございます。住民課の辻井です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)」説明をさせていただきます。

本補正におきましては、平成28年度国民健康保険特別会計決算において9千358万9千円の不足が生じたので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成29年度国民健康保険特別会計において、前年度繰上充用金として同額の9千358万9千円の増額補正を行うものでございます。

また、平成28年度会計の出納閉鎖までにこれを行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年5月31日の専決処分とさせていただきます、同条第3項の規定により、報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明をさせていただきます。

補正予算書7ページを御覧ください。

歳出の部。款11前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金で9千358万9千円の増額。これは、平成28年度国民健康保険特別会計の実質収支の補てん分でございます。この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして6ページをお願いいたします。

歳入の部。款8諸収入、項1雑入、目1歳入欠かん補てん収入をもって全額を充てさせていただきます。それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて(平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号))について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年6月6日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ、お願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年5月31日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） それでは、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

平成29年安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93,589千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,245,989千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月31日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 続いて、次のページ、第一表をお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正。歳入の部でございます。款8諸収入、項1雑入、補正前の額746千円、補正額93,589千円、計94,335千円。

歳入合計。補正前の額1,152,400千円、補正額93,589千円、合計額1,245,989千円でございます。

次のページ、3ページの歳出の部でございます。

款11前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額93,589千円、計93,589千円。

歳出合計。補正前の額1,152,400千円、補正額93,589千円、計1,245,989千円でございます。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

(辻井住民課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（長岡 康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、長岡人権同和対策課長。

（長岡人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（長岡 康） おはようございます。人権同和対策課、長岡です。よろしくお願いします。

それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、平成28年度におきまして資金等の改修には鋭意努力をいたしておりましたが、歳入欠かんが生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成29年度予算に繰上充用金として予算計上をするものでございます。なお、出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより、専決処分とさせていただきました。明細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出、款3前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目前年度繰上充用金で、平成28年度を補充するための費用2千423万9千円の増額補正でございます。この財源といたしましては、6ページに戻っていただきまして、歳入、款諸収入、項雑入、目歳入欠かん補てん収入を充てさせていただいています。

それでは、報告書を朗読させていただきます。報告書。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年6月6日報告

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（長岡 康） 次のページをお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年5月31日専決

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（長岡 康） 補正予算書の1ページをお願いします。

平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,589千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月31日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（長岡 康） 2ページをお願いします。

「第一表歳入歳出予算補正」を朗読します。

歳入、款諸収入、項雑入、補正前の金額0円、補正額24,239千円、計24,239千円。

歳入合計といたしまして、補正前の額1,350千円、補正額24,239千円、歳入合計が25,589千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出、款3前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、補正前の額、補正額24,239千円。

歳出合計といたしまして、補正前の額1,350千円、補正額24,239千円、歳出合計25,589千円。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

（長岡人権同和対策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 次の日程第7 議案第1号から日程第21 議案第15号までは、いずれも「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。一括議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、日程第7 議案第1号から日程第21 議案第15号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） おはようございます。総務課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号から議案第15号までを一括で御説明させていただきます。

議案第1号「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を御説明申し上げます。

本件は、安堵町農業委員会委員の任期が平成29年7月19日で満了となりますので、農業委員会等に関する法律の改正に基づき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期につきましては、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

(吉村総務課長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、議案第1号から議案第15号まで一括して質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

それでは、本件は人事案件でございます。討論を省略し、議案ごとに採決します。この採決は、起立によって行います。

これより、議案第1号を採決します。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおりに可決されました。

これより、議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
これより、議案第14号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
これより、議案第15号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
ただいま、10時42分です。11時まで休憩いたします。

休 憩 (午前10時42分)

再 開 (午前11時00分)

議長(森田 瞳) 休憩に続いて、再開いたします。
日程第22 議案第16号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、吉村総務課長。

(吉村総務課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

本件は、人事案件でございます。討論を省略し、採決いたします。

これより、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第23 議案第17号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長(辻井弘至) 住民課の辻井です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第17号「安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴
収条例の一部を改正する条例について」御説明をさせていただきます。

本改正につきましては、平成28年度から国の施策として幼児教育の段階的無償化が進められており、今年度においても、子ども・子育て支援法施行令が平成29年3月31日に一部改正されたことに伴い、当町におきましても、安堵町特定教育保育施設及び地域型保育事業所使用料徴収条例の必要な改正を行うものでございます。

それでは、詳細につきましては新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページ、2ページでございます。

まず、新旧対照表別表1につきましては、1号認定者、幼稚園の利用者についての表でございます。

階層区分といたしましては、第1から第8階層区分で、今回第3及び第4―1、第4―2階層区分の使用料徴収額を改めるものでございます。

1ページの第3階層でございますが、現行3歳児、4歳児の母子父子・障害等の世帯、現行3千800円を改正後2千400円に。

続いて、その下の第4―1及び第4―2、階層区分3歳児、4歳児以上の母子父子・障害等世帯の現行6千600円を改正後2千400円に。

その下、一般世帯の3歳児、4歳児以上の場合、現行1万3千300円を改正後1万1千200円に改めるものでございます。

続いて、2ページでございますが、2ページの下段において、2の下線部でございますが、改正後「2階層と認定された世帯、母子父子・障害等世帯を除くにあつては、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とし、第3階層」を記載させていただきました。

次に、新旧対照表4ページをお願いいたします。

別表2につきましては、保育が必要と認定した2号、3号の認定者についての表でございます。1号認定者と同様、第3及び第4―1、第4―2階層区分の使用料徴収額を改めるものでございます。

第3階層区分の4ページ、第3階層区分の保育標準時間認定の3歳未満の母子父子・障害等世帯の場合、現行8千400円を改正後7千200円に。

3歳児、4歳児以上の父子母子・障害等世帯の場合、現行7千円を改正後4千800円に。

保育短時間認定の3歳児未満の母子父子・障害等の世帯の場合、現行8千300円を改正後7千100円に。

3歳児、4歳児以上の母子父子・障害等世帯の場合、現行6千900円を改正後4千700円に。

その下、第4―1及び第4―2、階層区分保育標準時間認定の3歳未満児の母子父子・障害等世帯の場合、現行1万3千600円を改正後7千200円に。

3歳児、4歳児以上の母子父子・障害等の世帯の場合、現行1万2千300円を改正後4千800円に。

第4―1及び第4―2、階層区分の保育短時間認定の3歳未満の母子父子・障害等世帯の場合、現行1万3千400円を改正後7千100円に。

3歳児、4歳児以上の母子父子・障害等世帯の場合、現行1万2千100円を改正後4千700円に改めるものでございます。

また、別表2につきましても、別表1の下段2で記載をしました同文を記載させていただいております。

なお、附則につきまして、適用を平成29年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号

安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所使用料 徴収条例の一部を改正する条例について

安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年6月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） ただいま議題となっております議案第17号につきましては、先般5月31日の議会運営委員会において協議いたしました結果、詳しく説明を受けて審査する必要があるものと思われるため、文教厚生常任委員会に付託する旨、決定されております。

会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、本件については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

田中委員長、よろしく願いいたします。

9番(田中幹男) はい、了解しました。

議長(森田 瞳) 日程第24 議案第18号「平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第18号「平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4千344万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4千344万1千円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、人口減少社会に対応し地域コミュニティの情勢を図るとともに、経済対策にも期待できるものとして交流の間を提供し、多目的に利用できる機能を持った拠点整備事業に係る必要経費を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、カルチャーセンターの1階大ホール空調設備、和室及び2階調理室の改修工事を含む、カルチャーセンター活動拠点整備事業に係る必要経費を増額補正するものでございます。

両施設とも平成28年8月が閣議決定されました未来への投資を実現する経済対策を受けて、第二次補正予算に計上された地域経済に効果的な多目的施設の整備と運営を目的とした、地方創生拠点整備交付金がこのたび採択されましたので、本議会に上程し予算補正をお願いするものでございます。

三つ目といたしまして、オブジェ案山子制作・展示事業実行委員会において、計画しておりますモニュメント建設事業において、企業から支援を取り付けられましたので町としても本事業に協力するため、係る経費の増額補正でございます。

四つ目といたしましては、安堵中央体育館のシャワー設備の修繕に係る必要経費を増額するものでございます。

それでは、補正予算書8ページを御覧ください。

歳出についてでございます。款2総務費、項1総務管理費、目8地方創生拠点整備事業費におきまして、施設を活用した教室、セミナー、イベント等を経費として講師報償費20万円。

諸経費として、需要費110万円、役務費11万円、設計管理業務委託、イベント委託、登記等業務委託経費として994万8千円。

カルチャーセンター及び地域交流拠点施設設備工事費として1億2千93万9千円、
備品購入費として510万円、

給水負担金として59万4千円、

計1億3千799万1千円の増額補正で、この財源といたしまして2分の1国庫補助、残り地方債と繰越金を充てさせていただきます。

次に、款6商工費、項1商工観光費、目2観光費におきまして、モニュメント設置工事のうち3分の1に相当する400万円の負担金の増額補正でございます。この財源といたしまして、繰越金を充てさせていただきます。

次に、9ページを御覧ください。

款9教育費、項6保健体育費、目2体育施設管理費におきまして、シャワー設備の修繕に係る経費として燃料費を含め145万円の増額補正でございます。この財源といたしましては、繰越金を充てさせていただきます。

次に、補正予算書7ページへお戻りください。歳入についてでございます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金、地方創生拠点整備交付金として5千654万4千円の増額補正でございます。

次に、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、繰越金として3千999万7千円の増額補正でございます。

次に、款19町債、項1町債、目4総務債におきまして、一般補助施設整備等事業債として4千690万円の増額補正でございます。従いまして、4ページをお願いいたします。

「第二表 地方債補正」を御覧ください。

一般補助施設整備等事業の限度額を4千690万円といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第18号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成29年6月6日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第18号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ143,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,343,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債補正）

第2条 地方債の追加は「第二表 地方債補正」による。

平成29年6月6日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正。歳入の部。款13国庫支出金、項2国庫補助金、補正前の額57,783千円、補正額56,544千円、計114,327千円。

款17繰越金、項1繰越金、補正前の額135,240千円、補正額39,997千円、計175,237千円。

款19町債、項1町債、補正前の額136,600千円、補正額46,900千円、計183,500千円。

歳入合計、補正前の額3,200,000千円、補正額143,441千円、計3,343,441千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。款2総務費、項1総務管理費、補正前の額489,429千円、補正額137,991千円、計627,420千円。

款6商工費、項1商工観光費、補正前の額7,776千円、補正額4,000千円、計11,776千円。

款9教育費、項6保健体育費、補正前の額25,834千円、補正額1,450千円、計27,284千円。

歳出合計、補正前の額3,200,000千円、補正額143,441千円、計3,343,441千円。

次のページ以降の「第二表 地方債補正」並びに事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほどどうぞよろしくお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第25 議案第19号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長(辻井弘至) 住民課の辻井です。どうぞよろしくお願います。

それでは、議案第19号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、国民健康保険制度の改正により平成30年度に県と市町村との共同運営が開始されるに当たり、奈良県国保連合会との連携を図るための事務処理システムの改修が必要となります。この改修に要する経費として、32万4千円を増額補正するものでございます。この費用については、全額国庫負担となる見込みですので、財源については国庫支出金を充てさせていただきます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出の部、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で32万4千円の増額。これは、奈良県国保連合会と市町村とのシステム連携を図るための改修費用でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、6ページの歳入の部でございます。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目3国民健康保険制度関係事務準備事業費補助金をもって全額充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第19号

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成29年6月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 続いて、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第19号

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,246,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月6日

生駒郡安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） それでは、「第一表 歳入歳出予算補正」、歳入の部、2ページを御覧ください。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、補正前の額79,718千円、補正額324千円、計80,042千円。

歳入合計、補正前の額1,245,989千円、補正額324千円、計1,246,313千円。

次のページ、3ページ、歳出の部でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額5,334千円、補正額324千円、計5,658千円。

歳出合計、補正前の額1,245,989千円、補正額324千円、計1,246,313千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしく申し上げます。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 先ほど、休憩中に御審議賜りました災害時における議会としての対応、これは奈良県内でも議会の方の議員、各議員、いろいろ本町、各村で災害時の議会としての対応をどうすればいいかという内容のことを、非常に協議されておる昨今でございます。その一環といたしまして、私どもの方、先ほどの、去る6月9日の文教厚生常任委員会の中で、この辺の内容を一つ再度検討していこうかということでお謀りをしておりましたけれども、総務産業常任委員会の方でも、この問題も合同で検討してはどうかという意見もございました。そういったことで、その6月9日の文教厚生常任委員会の終了後、全員協議会を開催いたしまして、この問題について、安堵町、特に避難所の開設等のですね、再確認、この意味で、例えば日赤の、安堵ですね、そして消防団、そして防犯・防災の皆様方、議会、区長会等々ですね、対象とした講演会を招致したい。そうしたことで、担当部局として、説明員として、この全員協議会に招致して、御相談していきたいとかように思いますけれども、そういう形で、全員協議会でもって検討するというところで、皆さん方よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） そういうことで、決定をさせていただきたいと思いますので、6月9日、文教厚生常任委員会の終了後において、この全員協議会を持ちたいとかように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月16日午前10時開会でございます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れでした。

散 会

午前11時31分
